

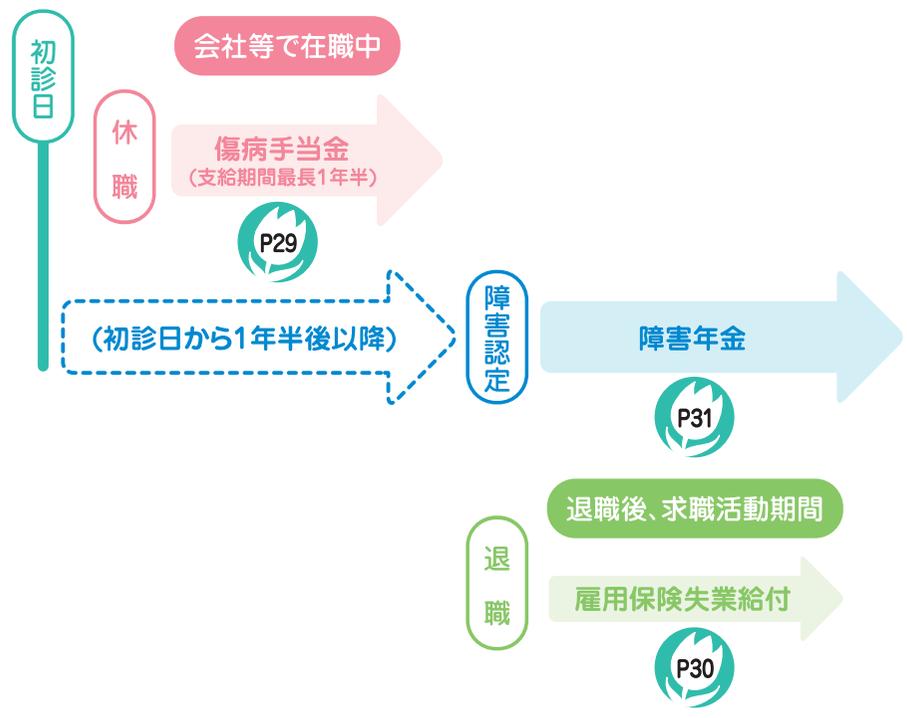


若年性認知症の人が利用できる制度や相談窓口等

● 若年性認知症とは

若年性認知症とは、65歳未満で発症する認知症です。
 若年性認知症は、仕事、家事、子育てのキーパーソンとなる世代に起こることから、本人だけでなく、家族の生活への影響がとても大きいことが予想されます。
 また、発症時期は、働き盛りの時期と重なるため、最初に職場等において異変に気が付くことも多く、職場も含めた周囲の正しい理解と支援が必要とされます。
 若年性認知症を取り巻く課題については、労働・医療・看護・介護の分野を超えて各機関が連携して対応しています。P23～の各種窓口においても相談を受け付けていますので、お気軽にお問合せください。

1 各社会保険の活用時期〈例示〉



3 明石市社会福祉協議会

明石市貴崎1丁目5-13 明石市立総合福祉センター
TEL.078-924-9105 FAX.078-924-9109

地域福祉活動やボランティアについての相談窓口を設けています。
 (要介護者見守りSOSネットワーク関係の相談もお気軽にどうぞ)
 平日/8時55分-17時40分

4 明石市後見支援センター

明石市貴崎1丁目5-13 明石市立総合福祉センター1階
TEL.078-924-9151 FAX.078-924-9134

住み慣れた地域で安全・安心に自分らしく、いつまでも暮らすことができるように、後見制度等に関する相談やお手伝いをします。
 平日/8時55分-17時40分

5 あかし消費生活センター

明石市東仲ノ町6-1 アスピア明石北館7階
TEL.078-912-0999 FAX.078-918-5616

契約トラブルや悪質商法による被害、クーリング・オフの方法など商品やサービスについての相談や苦情をお伺いし、問題解決のためのお手伝いをします。一人で迷わず相談してください。
 火・水・木・金・土曜日/9時-16時
 ※祝日、年末年始は除く。但し祝日が月曜日の場合は休館し、次の平日も休館日とする。

6 こころの相談ダイヤル

明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7 あかし保健所3階
TEL.078-918-5401 FAX.078-918-5440

こころが疲れていたり、孤独感がありつらい方は、ご相談ください。
 ※平日/8時55分-17時40分

TOPIC 自動車の運転について

運転免許証の更新を希望する75歳以上の高齢者に対しては、認知機能検査をおこなうことが義務づけられています。検査の結果により医師の診断を受け、運転者が「認知症」と診断された場合は、公安委員会により「運転免許の取り消し」などが道路交通法で定められています。認知症の方がご自身で納得し、免許証を返納することが望ましいですが、本人の思いやプライドもあるので、十分配慮のうえ、かかりつけ医に相談するのもよいでしょう。

運転免許証の返納について
 ・兵庫県警察本部交通部運転免許課(明石運転免許試験場内) **TEL 078-912-1628**
 ・明石警察署 **TEL 078-922-0110**

2 こんなときは

(1) 診断をうけたらどうしたらいいの

診断されても、あなたであることに変わりはないのです。ただ、**若年性認知症とともに歩むための準備**をはじめする必要があります。

■ 仕事はどうなるの？

仕事を続けるために職場・家族等と相談しましょう。

■ 日常生活はどうなるの？

家事など今の生活を続けるために相談しましょう。

■ 自分だけの？

若年性認知症の人の集まる場に出かけ、情報収集をしましょう。



- 認知機能を維持する為に、生活習慣(運動・栄養・休養・社会参加)を整えましょう

(2) 精神障害者保健福祉手帳の取得

- ▼ 認知症と診断されると、**初診日から6か月を経過すれば申請ができます。**
- ▼ 市や事業者等から、**様々なサービスを受けることができます。**
- ▼ 精神障害者保健福祉手帳を取得すると、**雇用する上で配慮を受けられる可能性があります。**

手帳の交付について

概要 精神障害のため、日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ人で、申請される本人に交付されます。程度にもよりますが、アルツハイマー型認知症等でも交付されることがあります。

手続 障害福祉課で申請書をお渡ししますので、記入の上、医師の診断書(所定の様式、初診日から6か月以上経過した時点のもの)を添えて提出してください。手帳の判定は兵庫県が行いますので、窓口申請してから手帳の交付まで、おおむね2-3か月かかります。
※原因疾患(脳梗塞など)によって身体の機能にも障害がある場合は、身体障害者手帳についても取得できることがあります。

問合せ 障害福祉課

TEL.078-918-1344 FAX.078-918-5244

受けられるサービスの例

● 就労している場合

在職中に手帳を取得しておくことで、障害者としての雇用への切り替えなど、雇用上の配慮を受けられる可能性があります。

- ◆ 障害者としての雇用
- ◆ 雇用保険の給付

● 受けられるサービス

手帳の等級やその他条件により、受けられるサービスが異なります。

- ◆ 日常生活の支援
- ◆ 税の軽減
- ◆ 公共料金等の割引
- 等

(3) 経済的な支援

- ▼ **働くことが困難になった人**を対象とする給付があります。
- ▼ **医療費**の負担軽減や助成を行う制度があります。
- ▼ **公共料金等の割引**や**税**の軽減を受けられる場合があります。

医療費の助成:自立支援医療(精神通院医療)、重度障害者医療費助成

問合せ 障害福祉課

TEL.078-918-1344 FAX.078-918-5244

傷病手当金の受給

● 傷病手当金制度とは

被保険者(健康保険制度に加入している本人)が、業務外の理由でけがや病気にかかり、療養のために休業しなければならなくなった場合、給与が減少またはまったく支払われなくなって所得の保障を行うことが必要になります。この所得保障制度のひとつが傷病手当金の制度です。
この傷病手当金を受けるためには、一定の要件(条件)を満たしていなければなりません。
以下その要件(条件)等についての内容を案内します。詳しくは、加入している健康保険組合、共済組合などにおたずねください。

(1) 受給要件

傷病手当金を受けるためには以下の4つの条件を満たす必要があります

1 「療養のため」であること

「療養のため」とは、健康保険制度よりの給付による療養に限らず、それ以外の療養、たとえば自費で病気やけがの療養を行った場合も該当します。

2 「労務不能」であること

今までの仕事に就けない状態をいいます。
仮に仕事に就いていても、生計の補いとするために、今までの仕事の性格を持たない仕事に就く場合や、一時的なつなぎとして軽微な他の仕事に就く場合は、労務不能として認められます。
また休業を必要とする程でなくても、遠隔地に通院のため事実上働けないような場合も対象となります。

3 「3日以上継続して休業」していること

療養のため初めて労務不能となった日(その日が業務終了後の場合は翌日から起算します)から起算し、継続した3日間の期間(待機期間といえます)において、4日以上休業した場合に4日目から支給されます。
この3日間は暦日で数え、労務不能であれば期間中の休日(有給休暇使用日も含みます)も含めません。給与が支払われているかどうかは問いませんが、必ず連続していなければ「待機期間」は成立しません。

4 給料の支払いを受けていないこと

- ① 休業期間中に給料の支払いを受けていないこと。
- ② 休業期間中に給料の支払いがあった場合、傷病手当金は支払われません。
- ③ ただし、給料の支払いを受けていても傷病手当金より少ない場合は、傷病手当金から受けた給料の額を差引いた差額が傷病手当金として支払われます。

資格喪失(退職)後の継続給付も可能です

被保険者の資格を喪失する日の前日(退職日)まで**継続して1年以上の被保険者期間**(注1)があり、被保険者資格の喪失時に傷病手当金を**受給しているか、支給を受ける要件を満たして**(注2)いる場合に継続して受給することができます。

(注1)「継続して1年以上の被保険者期間」とは被保険者期間が会社等を変った場合でも、1日も空くことなく被保険者資格などが連続している場合のことをいいます。

(注2)「受給しているか、受ける要件を満たして」とは、在職中に待機期間が完成し1日以上受給していたが、在職中に待機期間は完成していたが、給料の支給があったため手当金を受給していない場合をさします。

ポイント

退職後の傷病手当金の請求(支給申請書)には、事業主の証明は必要ありません。ただし、医療機関の医師の見書は必要です。



ご注意!!

**障害年金
(障害手当金も含む)
との併給はできません!**



1. 障害年金と傷病手当金の両方を受給することはできません。
2. 傷病手当金を受給している間に障害年金を請求することは可能です。
3. 障害年金が受給できるようになれば傷病手当金は受給できません(障害年金の受給が優先されます。)
4. ただし、傷病手当金より障害年金を含めた各種年金の額が傷病手当金より少額の場合のみ、その差額を受給することができます。

(2) 傷病手当の申請・相談窓口

- ◆勤務先の担当部門(在職中に相談しましょう)
- ◆加入の健康保険組合、共済組合、協会けんぽの窓口
- ◆兵庫県社会保険労務士会 総合労働相談(予約制)

*電話相談のみ

相談日時：平日の月曜日と金曜日
13:00~16:30(受付16:00まで)

*電話：078-360-4864

雇用保険失業給付

「離職票」を必ず交付してもらうこと

離職する場合は必ず「離職票」の交付を受けてください。退職申し入れ(退職願等の提出時)の際、勤務先で説明が無くても必ず「離職票」の交付をするよう申し出てください。「離職票」が無ければ受給の手続きはもちろんのこと、失業給付も受けることができません。

基本手当を受けるための2つの条件

離職して次の(1)および(2)のいずれにも当てはまるとき、一般被保険者であった者について基本手当が支給されます。

(1) ハローワークで

- ①「求職の申込み」を行い
- ②「就職しようとする積極的な意思」があつて
- ③「いつでも就職できる能力がある」にもかかわらず、本人はもちろん、ハローワークの努力によっても職業につくことができない「失業の状態」にあること

(2) 離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12カ月以上あること

ただし、特定受給資格者については、離職の日以前に被保険者期間が通算して6カ月以上あること。

ご注意!! つぎに該当する場合は手当が受けられません



- A. 病いやけがのため、すぐには就職できないとき
- I. 妊娠・出産・育児のため、すぐには就職できないとき
- ウ. 定年などで退職して、しばらく休養しようと思っているとき
- エ. 結婚などにより家事に専念し、すぐに就職することができないとき

障害年金の受給

公的年金(国民年金、厚生年金、共済年金等)に加入中の方、または加入していた方が、65歳前に病気やけがで各年金法に定める障害程度となった時に支給される年金です。初診日の時点でどの年金に加入していたかで、請求できる年金が異なります。また、初診日以前に一定期間以上の年金保険料を納付している必要があります。詳しくは、年金事務所にご相談ください。

申請先

年金事務所

明石年金事務所 明石市鷹匠町12-12 TEL.078-912-4983 FAX.078-912-0438

相談先

◆年金事務所

◆兵庫県社会保険労務士会 年金相談センター TEL.078-360-4864
無料年金相談日：毎月第1、第3水曜日 13:00~16:30(受付16:00まで)
(社会保険労務士会への事前の予約が必要です)

◆NPO法人障害年金支援ネットワーク

無料電話相談(日・祝を除く) フリーコール0120-956-119
携帯電話からは0570-028-115(通話料有料)
10:00~16:00(12:00~13:00は休憩時間)

■子どもの修学資金…親が障害者手帳の取得者である場合、奨学金を受けられる場合があります。

▶在学中の学校、教育委員会

■住宅ローンなどの返済

▶債務弁済手続きが取れないかを確認

■生命保険の支払い…高度障害に認定されれば、保険金が支払われるケースがあります。

▶保険会社に相談

■成年後見制度の利用

問合せ 明石市後見支援センター

TEL.078-924-9151 FAX.078-924-9134

■特別障害者手当の支給…精神または身体に著しく重度の障害があるために、在宅での日常生活で常時特別の介護を必要とする人に手当を支給しています。

問合せ 障害福祉課

TEL.078-918-1344 FAX.078-918-5244

※公共料金等の割引や税の軽減が受けられる場合があります。詳しくは、「若年性認知症のキホン」冊子を参照してください。各地域総合支援センター・高齢者総合支援室・障害福祉課に置いてあります。



(4) 仕事に関する支援

- ▼ **現在の職場で働き続けるための様々な支援があります。**
- ▼ **現在の職場で働けなくなった場合には、あなたの状態にあった再就職、就労ができるよう、支援する窓口があります。**

就労の継続

■ 職場の理解を得る

上司や人事担当者、産業医等と話し合い、職場の理解が得られるようにしましょう。仕事の内容等にもよりますが、配置転換をしてもらい、仕事を続けるという方法もあります。※一度退職してしまうと再就職が難しいこともあります。本人の状況にもよりますが、続けて働けるように相談することも考えましょう。

■ 障害者雇用への切り替え

精神障害者保健福祉手帳を取得して、障害者雇用枠に切り替える方法があります。事業主等は、障害を理由とする差別が行われないよう職場環境を整え、適切な配慮をする必要があります。

■ 雇用継続、復職に関する支援：兵庫障害者職業センター

自分にあった働き方が続けられるよう、支援をしています。

内容 医療機関などの関係機関、職場との連携に基づく雇用継続、復職に関する相談・調整やジョブコーチ支援(本人に対して…職場に定着するための作業等の支援、困ったことへの相談/事業主や職場の上司、同僚に対して…かわり方や作業指導の仕方などの助言、本人を理解するための助言、研修、作業内容の変更等の提案)

■ 問合せ 兵庫障害者職業センター

TEL.078-881-6776 FAX.078-881-6596
神戸市灘区大内通5-2-2

退職したけど、また働きたい

就職を希望する障害者の方の就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援

▶ **各地域の障害者就業・生活支援センターに相談**

■ 障害者の方の職業指導・職業紹介等

▶ **各ハローワークに相談**

■ 障害福祉サービスを利用した就労支援就労移行支援、就労継続支援

▶ **障害福祉課に相談 TEL.078-918-1344 FAX.078-918-5244**

(5) 若年性認知症の人や家族が交流できる場

- ▼ **悩みや情報を共有できる家族会**  や、**認知症カフェ**  等の集まりがあります。
- ▼ **当事者や家族から、体験をもとにしたアドバイスを受けることができます。**

若年性認知症家族会「ひまわり」※あった会(認知症家族会)と合同開催

概要 介護を行う家族同士が交流会で悩みを相談しあい、また介護の専門家を招いて話を聞いたり、介護する立場の家族のケアに取り組む活動をしています。

対象 若年性認知症の人と家族

日時 原則第2金曜日 13:30-15:30

会場 アスピア明石北館8F フリースペース(東仲ノ町6-1)

問合せ TEL.078-926-2200 (認知症相談ダイヤル)

ひまわりケアサロン ※2025年現在休止中

概要 若年性認知症の人とその家族の交流会。若年性認知症に関する相談や情報交換、レクリエーション等イベントの開催などを行っています。

対象	若年性認知症の人と家族、ボランティア等、若年性認知症に関心のある人
日時	原則第4土曜日 10:00-(予定)
会場	明石市立総合福祉センター新館2F(貴崎1丁目5-46)
問合せ	認知症相談ダイヤル TEL.078-926-2200 FAX.078-924-9114

(6) 福祉サービスを利用したい

■ 障害福祉サービスの利用 ▶ **障害福祉課 TEL.078-918-1344 FAX.078-918-5244**

■ 介護保険サービスの利用 ▶ **高齢者総合支援室(介護保険担当)
TEL.078-918-5091 FAX.078-919-4060**

※介護保険認定40歳以上で初老期の認知症と認定された場合、要介護認定の申請可能

日中過ごす場所が欲しい

・ 介護保険サービスを活用して居場所づくり
(通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護など)

▶ **高齢者総合支援室(介護保険担当) TEL.078-918-5091 FAX.078-909-4060**

・ 障害福祉サービスを活用して働く機会づくり(就労移行支援、就労継続支援など)

▶ **障害福祉課 TEL.078-918-1344 FAX.078-918-5244**

(7) 困ったときの相談、情報収集等

- ▼ **困ったときに相談する窓口や参考になるパンフレット等について下記に掲載しています。**

■ 相談窓口

※ひょうご若年性認知症支援センター TEL.078-242-0601 FAX.078-242-7947

市町及び医療・福祉・就労等の関係機関と連携しながら、一人ひとりの状態に応じた生活支援につなげます。 <http://www.hyogo-wel.or.jp/public/jakunen.php>

その他に若年性認知症の人も相談できる窓口があります。(P22-P25)

■ パンフレット等

※若年性認知症のキホン 各地域総合支援センター・高齢者総合支援室・障害福祉課に置いてあります。

※認知症のキホン～もの忘れが気になったら ※若年性認知症支援ハンドブック ※若年性認知症の方が使える
読むガイドブック

https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/k_kaigo_shitsu/kenko/koresha/ninntisyu.html



http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/hw18_000000117.html



<http://www.hyogo-wel.or.jp/public/jakunen.php>

